

議第197号

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料の日額」を「退職の日におけるその者の給料の日額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「よらず」の右に「、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限または同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)またはこれに相当する他の法令の規定により退職した者

(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの

(3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者またはこれに相当する他の法令の規定により退職した者に限る。）

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病または死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの

(6) 25年以上勤続し、第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の2第1項中「給料月額の」を「給料の月額の」に、「給料月額が」を「給料の月額が」に改める。

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号および第5条第1項（第1号を除く。）」に、「25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者および勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を「規則で定める者」に、「25年以上で」を「20年以上で」に、「退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた」を「規則で定める」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項および第5条第1項」に、「100分の2」を「当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病または死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等

退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、第5条の3の規則で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃または勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織または勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」という。)を行うに当たつては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日または期間、募集をする人数および募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて規則で定めるものを記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 前項に規定する退職すべき期日または同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(管理または監督に係る職務を怠つた場合における処分)で規則で定めるものを除く。)またはこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者または募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募(以下この条において「応募」という。)または応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該応募をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が応募実施要項または第3項の規定に適合しない場合

- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第3項第3号の規則で定める処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容および程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 任命権者は、認定をし、またはしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第19条第1項または第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、またはこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分および第3項第3号の規則で定める処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 任命権者は、この条の規定による募集および認定について、規則で定めるところにより、知事に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては、当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。
- 10 知事は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項および同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。
- 付則第22項中「20年以上」および「および傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。
- この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第22項」

とする。

付則第23項中「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「（傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項または第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条もしくは第5条または滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和35年滋賀県条例第1号）付則第4項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」および「新条例第3条から第5条の3までおよび条例第47号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

付則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「新条例第3条第1項および第5条の2ならびに条例第47号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項または新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

付則第7項中「新条例第5条から第5条の3までおよび条例第47号付則第5項の規定にかかわらず」を削る。

（滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年滋賀県条例第80号）の一部を次のように改正する。

付則第12項中「44年」を「42年」に改める。

（滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年または44年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものとおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例

第2条の4」に改め、「付則第11項の規定による改正後の」および「付則第12項の規定による改正後の」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第6項の規定 公布の日

(2) 第1条中滋賀県職員退職手当条例第3条から第5条の3まで、第6条の3および第6条の4第4項第1号から第5号までの改正規定、同条例第8条の次に1条を加える改正規定ならびに付則第5項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例(以下この項および付則第5項において「新退職手当条例」という。)付則第22項(新退職手当条例付則第24項および第3条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例付則第12項においてその例による場合を含む。)および第23項の規定の適用については、新退職手当条例付則第22項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例付則第5項(同条例付則第7項においてその例による場合を含む。)および第6項の規定の適用については、同条例付則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

5 この条例の施行の際現に職員として在職した者が第1条の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例第4条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの(その者が新退職手当条例第5条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。)には、新退職手当条例第4条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、同項第2号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。